

盛土規制法に係る許可対象基準の運用見直しについて

福島県土木部都市計画課

令和8年3月11日

1 見直しの内容

盛土規制法の許可の対象となる要件の1つは「盛土等面積が500m²超」ですが、盛土規制法施行規則第8条の規定により、標高差30cm以下となる盛土等については許可不要工事としています。本県ではこれまで以下(1)で運用していましたが、今回、以下(2)に見直すものです。

(1) 面積500m²超の盛土等を行う場合、その一部でも標高差が30cmを超える箇所が存在すれば、許可対象とする。

(2) 盛土等の標高差が30cmを超える面積が500m²を超える場合は許可対象とする。

2 施行日 令和8年4月1日

【参考】「許可申請等の手引」への記載内容（※令和8年4月1日付け改訂予定）

1-5 許可及び届出を要しない工事等

補足説明

2 盛土、切土又は土石の堆積をする前後の地盤面の標高差が30cmを超えるものの判断

福島県における運用として、高さが2m以下かつ面積が500m²を超える盛土、切土（政令第3条第5号の盛土、切土に限る）又は高さが2m以下かつ面積が500m²を超える土石の堆積（以下、本項目において「盛土等」という。）を行う場合、当該盛土等を行う土地の前後の地盤面の標高差が30cmを超える部分の面積が500m²以下の場合は、災害の発生のおそれがないと認められる工事として、許可又は届出が不要としております。反対に標高差30cmを超える部分の面積が500m²を超える場合は、標高差30cmを超えない部分を含めた盛土等全体について許可又は届出が必要となります。（※手数料についても盛土等全体の面積により算定します。手数料額等については4-5 許可申請手数料を参照。）

《災害の発生のおそれがないと認められる場合》

